

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい（以下「紛失等」という。）の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク（バックアップ等で作成した記録媒体を含む。）を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

4 事件簿に関する特記事項

保存期間（その年（暦年）の終了から1年間）を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第3 保健所における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第15条第2項に基づく使用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

4 小票に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間）を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第15条第2項に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的のみに使用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用し又は使用させること。

6 死産届書等に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあつては3年間。）を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項

保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第4 都道府県・指定都市における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

5 平成20年医療施設静態調査の概要（案）

1 調査の目的

病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

調査の期日において開設しているすべての医療施設

3 調査の期日

平成20年10月1日（水） 午前零時

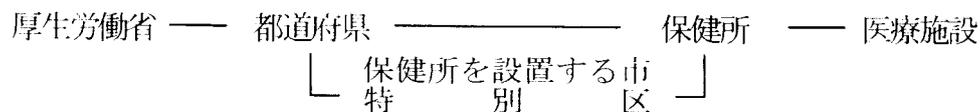
4 調査事項

名称、所在地、開設者、診療科目及び患者数、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入

6 調査の系統



7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

8 標本設計

- (1) 抽出枠（フレーム）は、医療施設基本ファイルとする。
- (2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。（500床以上の病院については、悉皆調査となる。）
- (3) 客体数は、地域別（病院の入院については二次医療圏まで、病院の外来、一般診療所及び歯科診療所については都道府県まで）推計が可能な数とする。
- (4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。
（500床未満の病院の入院・外来の患者のうち生年月日の末尾が奇数の患者については全調査事項を調査することとし、生年月日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。また、500～599床の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が1，3，5，7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3，5，7日の患者については全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。）

7 平成20年受療行動調査の概要（案）

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（入院・外来）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（約450施設）を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外來診療時間内に来院した患者に限り、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除くこととする。

3 調査の期日

平成20年10月21日（火）～23日（木）の3日間のうち医療施設ごとに指定する1日

4 調査事項

外来患者票：診察前の待ち時間、診察時間、病院を選ぶにあたり必要とした情報、説明の状況、満足度 等

入院患者票：病院を選ぶにあたり必要とした情報、説明の状況、今後の治療・療養の希望、満足度 等

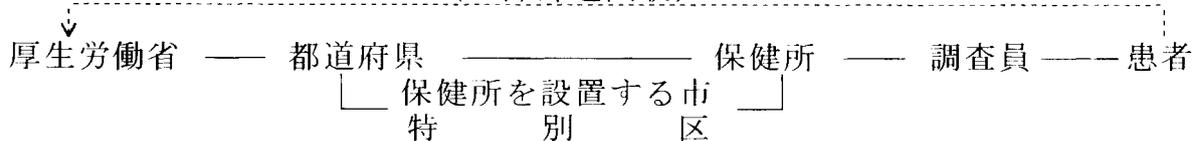
5 調査の方法

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに調査員が行う。記入は、原則として患者本人の記入方式とするが、記入できない場合については、家族が補助して記入する。

回収は、患者により回収用封筒に密封された調査票を、医療施設において調査員が回収する。また、郵送での提出も可とする。

6 調査の系統

（一部郵送回収）



7 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後速やかに公表する。

なお、集計については、「平成20年医療施設静態調査」による在院患者数、外来患者延数等及び「平成20年患者調査」による入院患者、外来患者の年齢構成等を用いて全国推計及び関連分析を行う。

9 保健統計関係調査のオンライン報告について

保健統計室では、報告の迅速性、正確性及び負担軽減を図るために、調査票内の計算や内容審査が自動的に行えるよう調査票の電子化を進めており、一部の調査を除き電子報告様式でのオンライン報告を受け付けているところである。今後も積極的な電子報告様式の利用及びオンラインでの報告をお願いする。

1 オンライン報告の現状について

電子報告様式はExcel形式のファイルであり、合計を出すための計算式や、入力支援・内容審査のためのマクロなどが含まれている。

電子報告様式はWISH*1またはLGWAN*2からダウンロードでき、WISHまたはLGWANに接続していない利用者もユーザIDとパスワードの配布を受ける事でインターネットからダウンロードが可能である。

記入済みの電子報告様式はWISHまたはLGWANを経由(またはFDを郵送)して厚生労働省に報告する。

電子報告様式のオンライン報告実施率は、以下のとおりである。

調査名	オンライン報告実施率
衛生行政報告例	都道府県 100.0%、指定都市 100.0% 中核市 100.0% (平成18年度分)
地域保健・老人保健事業報告	都道府県(保健所分 100.0%、市町村分 100.0%) 指定都市 100.0%、中核市 100.0% (平成18年度分)
医療施設動態調査	36.3% (平成19年11月調査分)
病院報告	23.4% (平成19年10月調査分)

*1 WISH(厚生労働行政情報総合情報システム)とは、厚生労働省大臣官房統計情報部が運用する、施設等機関、地方公共団体(都道府県、保健所)を専用のネットワークで接続したシステムである。

WISHホームページ <http://www.wish.mhlw.go.jp/> WISHネットワークからのみ接続可
インターネット <https://shinsei.mhlw.go.jp/> ユーザIDとパスワードが必要

*2 LGWAN(総合行政ネットワーク)とは地方公共団体が運用する、地方公共団体の庁内LANと霞が関WANを相互に接続したシステムである。

2 オンライン報告の今後について

各調査の電子報告様式について機能改善を行っていくほか、記入要領などについてもダウンロードできるようにするなど、今後ご意見を伺いながら引き続き改善を図っていく。

○ オンライン報告実施率 (単位:%)

		指定都市・中核市(別掲)	
衛生行政 報告例 (平成18年度)	オンライン (LGWAN)	衛生行政 報告例 (平成18年度)	オンライン (LGWAN)
都道府県	100.0(47/47)	指定都市	100.0(15/15)
北海道	○	札幌市	○
青森県	○	仙台市	○
岩手県	○	さいたま市	○
宮城県	○	千葉市	○
秋田県	○	横浜市	○
山形県	○	川崎市	○
福島県	○	静岡市	○
茨城県	○	名古屋	○
栃木県	○	京都市	○
群馬県	○	大阪市	○
埼玉県	○	堺市	○
千葉県	○	神戸市	○
東京都	○	広島市	○
神奈川県	○	北九州市	○
新潟県	○	福岡市	○
富山県	○	中核市	100.0(37/37)
石川県	○	旭川市	○
福井県	○	函館市	○
山梨県	○	青森市	○
長野県	○	秋田市	○
岐阜県	○	郡山市	○
静岡県	○	いわき市	○
愛知県	○	宇都宮市	○
三重県	○	川越市	○
滋賀県	○	船橋市	○
京都府	○	横須賀市	○
大阪府	○	相模原市	○
兵庫県	○	新潟市	○
奈良県	○	富山市	○
和歌山県	○	金沢市	○
鳥取県	○	長野市	○
島根県	○	岐阜市	○
岡山県	○	浜松市	○
広島県	○	豊橋市	○
山口県	○	豊田市	○
徳島県	○	岡崎市	○
香川県	○	高槻市	○
愛媛県	○	東大阪市	○
高知県	○	姫路市	○
福岡県	○	奈良市	○
佐賀県	○	和歌山市	○
長崎県	○	岡山市	○
熊本県	○	倉敷市	○
大分県	○	福山市	○
宮崎県	○	下関市	○
鹿児島県	○	高松市	○
沖縄県	○	松山市	○
		高知市	○
		長崎市	○
		熊本市	○
		大分市	○
		宮崎市	○
		鹿児島市	○

[算出方法]

・オンライン報告実施率

$$\frac{\text{オンライン報告箇所数}}{\text{オンライン報告箇所数} + \text{オンライン以外の報告箇所数}} \times 100$$

注: 報告対象箇所が一箇所のみで、電子報告された場合は「○」印とした。

指定都市・中核市(別掲)

	地域保健・老人保健事業報告 (平成18年度)		地域保健・老人保健事業報告 (平成18年度)	
	保健所分	市町村分		
	オンライン (LGWAN)	オンライン (LGWAN)		
都道府県・指定都市・中核市	100.0(99/99)	100.0(99/99)	指定都市・中核市	100.0(52/52)
都道府県	100.0(47/47)	100.0(47/47)	指定都市	100.0(15/15)
北海道	100.0	100.0	(特別区)	○
青森県	100.0	100.0	札幌市	○
岩手県	100.0	100.0	仙台市	○
宮城県	100.0	100.0	さいたま市	○
秋田県	100.0	100.0	千葉市	○
山形県	100.0	100.0	横浜市	○
福島県	100.0	100.0	川崎市	○
茨城県	100.0	100.0	静岡市	○
栃木県	100.0	100.0	名古屋	○
群馬県	100.0	100.0	京都市	○
埼玉県	100.0	100.0	大阪市	○
千葉県	100.0	100.0	堺市	○
東京都	100.0	100.0	神戸市	○
神奈川県	100.0	100.0	広島市	○
新潟県	100.0	100.0	北九州市	○
富山県	100.0	100.0	福岡市	○
石川県	100.0	100.0	中核市	100.0(37/37)
福井県	100.0	100.0	旭川市	○
山梨県	100.0	100.0	函館市	○
長野県	100.0	100.0	青森市	○
岐阜県	100.0	100.0	秋田市	○
静岡県	100.0	100.0	郡山市	○
愛知県	100.0	100.0	いわき市	○
三重県	100.0	100.0	宇都宮市	○
滋賀県	100.0	100.0	川越市	○
京都府	100.0	100.0	船橋市	○
大阪府	100.0	100.0	横須賀市	○
兵庫県	100.0	100.0	相模原市	○
奈良県	100.0	94.9	新潟市	○
和歌山県	100.0	100.0	富山市	○
鳥取県	100.0	100.0	金沢市	○
島根県	100.0	100.0	長野市	○
岡山県	100.0	100.0	岐阜市	○
広島県	100.0	100.0	浜松市	○
山口県	100.0	100.0	豊橋市	○
徳島県	100.0	100.0	豊田市	○
香川県	100.0	100.0	岡崎市	○
愛媛県	100.0	100.0	高槻市	○
高知県	100.0	100.0	東大阪市	○
福岡県	100.0	100.0	姫路市	○
佐賀県	100.0	100.0	奈良市	○
長崎県	100.0	100.0	和歌山市	○
熊本県	100.0	100.0	岡山市	○
大分県	100.0	100.0	倉敷市	○
宮崎県	100.0	100.0	福山市	○
鹿児島県	100.0	100.0	下関市	○
沖縄県	100.0	100.0	高松市	○
			松山市	○
			高知市	○
			長崎市	○
			熊本市	○
			大分市	○
			宮崎市	○
			鹿児島市	○

注: 「指定都市」、「指定都市・中核市」の計には特別区を含まない。

	医療施設動態調査		病院報告	
	平成19年11月分		平成19年10月分	
	オンライン (LGWAN)	オンライン (WISH)	オンライン (LGWAN)	FD
全国	27.9	8.4	18.2	5.2
北海道	100.0	-	39.9	-
青森県	100.0	-	-	16.9
岩手県	-	-	26.5	-
宮城県	-	-	-	25.8
秋田県	-	-	-	-
山形県	-	-	26.2	-
福島県	100.0	-	-	3.0
茨城県	100.0	-	-	37.4
栃木県	100.0	-	-	22.3
群馬県	100.0	-	38.2	-
埼玉県	-	-	-	4.7
千葉県	100.0	-	30.0	-
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	39.4	-	30.1
新潟県	-	-	18.9	-
富山県	100.0	-	29.6	-
石川県	100.0	-	3.8	-
福井県	100.0	-	12.2	-
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-
岐阜県	-	100.0	-	14.3
静岡県	100.0	-	42.1	-
愛知県	-	-	16.2	-
三重県	-	-	-	19.3
滋賀県	100.0	-	100.0	-
京都府	2.9	-	-	9.6
大阪府	90.3	-	17.2	-
兵庫県	-	-	-	7.0
奈良県	-	-	-	-
和歌山県	100.0	-	-	-
鳥取県	-	-	-	50.8
島根県	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-
広島県	100.0	-	9.5	-
山口県	-	-	17.2	-
徳島県	-	-	-	24.1
香川県	-	100.0	-	-
愛媛県	-	-	32.9	-
高知県	-	-	-	27.3
福岡県	-	100.0	100.0	-
佐賀県	100.0	-	35.7	-
長崎県	100.0	-	-	10.3
熊本県	-	100.0	42.7	-
大分県	-	-	16.6	-
宮崎県	-	-	-	3.1
鹿児島県	-	-	8.1	-
沖縄県	71.4	-	10.1	-

10 平成20年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(11表)及び年度報(57表)とする。

4 報告事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等生活支援給付金関係(新規)

5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行う。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。報告結果は「平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況」及び「平成20年度社会福祉行政業務報告」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

11 平成20年社会福祉施設等調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施設票：別紙に掲げる全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票：別紙に掲げる全国における障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成20年10月1日

4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況 等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数 等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

ア 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。（ウを除く。）

イ 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付する。

ウ 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

【 調査対象施設・事業所 】

【 施設 】

- 1 生活保護法による保護施設
救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
- 2 老人福祉法による老人福祉施設
養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター
- 3 障害者自立支援法による障害者支援施設等
 - (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
 - (2) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場
 - (3) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設
知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場
 - (4) 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場
- 4 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設
- 5 売春防止法による婦人保護施設
婦人保護施設
- 6 児童福祉法による児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園
- 7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設
母子福祉センター、母子休養ホーム
- 8 その他の社会福祉施設等
授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所 】

- 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所

12 平成20年介護サービス施設・事業所調査の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防居宅サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

3 調査の期日

平成20年10月1日

4 調査の事項

(1) 介護保険施設

施設の種類、施設名、所在地、開設主体、定員、在所者数、従事者数等

(2) 居宅サービス事業所等(2 イ～キの事業所)

事業所の種類、事業所名、所在地、開設主体、定員、利用者数、従事者数等